

京都上支部・京都下支部・京都南支部 合同開催 『一般建築物石綿含有建材調査者講習』のご案内

京都労働局登録京石第1号
登録有効期限 2026年10月27日
公益社団法人京都労働基準協会

石綿は、その吸引により肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがあることから、石綿障害予防規則により石綿暴露防止のための措置が義務付けられています。

これらの措置の一つとして、建築物等の解体・改修工事前に石綿の使用の有無の調査を行うことが定められていますが、令和5年10月からは、事前調査を行うものは一定の資格が必要となります。

この講習は、令和5年10月1日以降に事前調査を行うために必要な資格を付与する為の講習です。

■開催日時 1日目 令和6年10月23日(水) 10時00分～17時30分 ※受付 9:30～
2日目 令和6年10月24日(木) 9時30分～17時20分 ※修了考査を含む

■講習会場 京都経済センター6階 会議室 6-C・D(予定)
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地(四条室町南東角)
※最寄りの公共交通機関をご利用ください。

■講習種別 一般建築物石綿含有建材調査者講習

■受講料等
・受講料 44,000円(税込み)
・テキスト代 5,280円(税込み)
合計 49,280円(税込み)

(注)受付後の受講料等の
返還はできません。

◎ 講義に使用するテキストは、中央労働災害防止協会発行の「石綿含有建材調査者テキスト一般建築物・一戸建て等用(第2版)」です。

※既にテキスト(第2版)をお持ちで購入されない場合には、受講申込書の『テキストは購入しない』欄にチェック願います。この場合は受講料のみとなります(令和5年2月より改訂)。

■定員 100名(定員になり次第締め切ります。)

■申込方法 受講申込書(顔写真は後日でも可)ならびに、経験年数等証明書(※参照)をご記入の上、当協会(京都南支部)宛にファックスにてお申込みいただくと共に、原紙をご郵送ください。⇒「受講資格」の審査を行います。

※個人事業主の方が受講される場合には、以下【例1, 例2】のような客観的資料のご提出により、経験年数を証明していただく必要があります。

【例1】建設許可の写し(11年以上前の日付のもの)。

【例2】現在加入されている事業者団体、または以前に在籍されていた会社の事業主・関係業者、先代事業主、長く勤務されている従業員など、受講者の経験年数を証明できる方による証明でも可。

◎受講申込書の審査終了後に、「受講票」と「請求書」を発送します。

※事前学習のため、テキストの先渡しを希望される方は、受講申込書の『テキスト先渡し希望』欄にチェックを入れてください(講習当日にはテキストを忘れないよう必ずご持参ください)。ご入金確認後にテキストを発送させていただきます。また、チェックを入れられてない方につきましては、講習当日にお渡しします。

◎受講修了後、修了証明書をお渡しする際に受領印またはサインをいただきますので、印鑑またはボールペン(熱で消えるペン不可)をご持参ください。

お問合先 公益社団法人京都労働基準協会 京都南支部

〒612-8043 京都市伏見区本材木町 668-3 月桂冠酒蔵オフィス9号室

Tel 075-611-8286 Fax 075-611-8400

石綿	10月23日
	10月24日

京都上支部・京都下支部・京都南支部 合同開催
**一般建築物石綿含有建材調査者講習
 受講申込書**

講習

受講者	フリガナ	←必ず記入	生年月日	S . H
	氏名	携帯番号()	年 月 日	年 月 日
		旧姓等併記希望の場合 旧姓等: ※ 併記を希望する氏名等が確認できる書類(戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等)を当日受付時に提示してください。		
住所	〒 -			
経験年数等証明書 受講資格区分番号		①～⑪ 必ずご記入ください。		
<p>◎本講習会は、法令により「受講資格」が定められています。</p> <p>1) 受講申込書に添付していただく証明書類は、「受講申込必要書類等一覧表」ならびに「受講資格表」からご確認願います。</p> <p>2) 確認ができた資格区分番号(①～⑪)を上記欄にご記入いただくと共に、受講申込書に添えて当支部(京都南支部)宛にファックスの上、原紙はご郵送いただき正式申込を完了させてください。</p>				

カラー写真貼付
 6か月以内撮影
 無帽・正面
 上三分身
 背景無地
 3×2.4cm
 裏に氏名を記入

受講番号
※記入不要です

勤務先	会社名	連絡先	部署・氏名:
	所在地		担当 ご担当者メールアドレス:※お問合せ等に使用いたします。
			勤務先 受講者 勤務先 受講者
電話			
FAX			

郵送	請求書・受講票の送付先 いずれかに☑してください
	<input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 受講者住所

テキスト	受講にはテキストが必要です。	該当箇所に☑してください
	◎すでにテキスト(第2版)があり、テキスト不要の場合には右欄にチェック願います。 ※改訂により記述内容やページNoが異なる場合があります。	<input type="checkbox"/> テキストは購入しない
	◎事前学習のため、テキストの先渡しをご希望の場合には右欄にチェック願います。 ※審査終了後、受講票と請求書をお送りしますので、ご入金確認後に発送します。 ※チェックが無い場合には、講習当日にテキストをお渡します。	<input type="checkbox"/> テキスト先渡し希望

年 月 日

公益社団法人 京都労働基準協会 京都南支部長 殿

記入された個人情報は、当協会が責任を持って管理し、この講習の実施のためだけに使用します。(法令による場合を除く。)

京都労働基準協会 京都南支部への連絡等記入欄 ※例:領収書希望(講習会当日のお渡し)等にご使用ください。

労働基準協会 使用欄	
実施管理者等	受付者

経験年数等証明書（受講者氏名 _____）

- 1 該当する受講資格欄ごとに経験年数のカッコ内に実務経験等の年数を記載して下さい。
- 2 記載した受講資格及び経験年数等について、下欄により事業主の証明を受けて下さい。なお、受講資格が確認できる場合は、この様式以外の書面を添付していただいても結構です。
- 3 経験年数等証明書の他、受講資格ごとに、受講申込書に添付する書類や証明書が異なります。別添1受講資格別受講申込必要書類等一覧表を確認して、添付漏れの無いようにご注意ください。

受講資格一覧表

区分番号	受講資格の内容（学歴・職歴・資格等）	経験年数等	
①	労働安全衛生法別表第18条第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	経験年数等の証明は必要ありません。	
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を収めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④に同じ。）、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前記課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者（③に該当するものを除く。）	実務経験	年
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑥	建築に関して11年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律による改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	実務経験	年
⑧	建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑨	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	経験年数による制限はありませんが、在官したことの証明が必要です。	
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	従事経験	年

建築物石綿含有建材調査者講習 経験年数等証明書

上記受講資格欄番号（ ）の実務経験又は従事経験は（ ）年以上有することを証明する。

令和 年 月 日

事業所在地
事業場名
事業者職氏名

㊞

受講申込必要書類等一覧表

区分 番号	受講資格の内容		受講申込に必要な書類等		
	学歴・職歴、資格等	実務経験年数	受講 申込書	顔写 真	必要な添付書類・証明書等
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験年数不問	○	○	①作業主任者技能講習修了証の写し
2	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数： <u>2年以上</u>	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
3	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数： <u>3年以上</u>	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
4	「2」に該当するものを除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数： <u>4年以上</u>	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
5	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数： <u>7年以上</u>	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
6	「2～5」該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数： <u>11年以上</u>	○	○	①実務経験証明書（※2）
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関して実務経験年数： <u>5年以上</u>	○	○	①作業主任者技能講習修了証の写し ②実務経験証明書（※2）
8	建築行政に関する者	実務経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
9	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関する者	実務経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
10	産業安全専門官若しくは労働衛生専門官、産業安全専門家若しくは労働衛生専門家であった者	従事経験年数不問	○	○	①実務経験証明書（※2）（経験年数は不問ですが、在官したことの証明が必要となります。）
11	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）

※1 卒業証明書又は卒業証書の写しで、建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書若しくは成績証明書を併せて添付して下さい。受講資格番号3で、専門職大学前期課程修了の場合は、修了証明書と読み替えて下さい。

※2 実務経験証明書として「経験年数等証明書」を添付して下さい。なお、事業者が受講資格の実務経験又は従事経験を満たしていることを証明できる任意の書面でも結構です。

受講資格確認のため、証明書類の原本を確認させていただく場合があります。また、追加書類の提出をお願いする場合があります。提出していただいた書面で受講資格が確認できない場合は、受講をお断りすることがあります。